

令和8年度第1回岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会

1 日時

令和8年6月15日（月）13：30～15：30

2 場所

一般財団法人岩手教育会館 カンファレンスルーム 201

3 出席委員（敬称略）

委員	大平	恭子
委員	工藤	昌代
委員	郷右	近勤
委員	鈴木	由美
委員	高野	寛子
委員	早川	博明
委員	原科	幸爾
委員長	吉野	英岐
委員	若菜	千穂

4 挨拶

高橋農政担当技監が挨拶を述べた。

5 議事

(1) 令和7年度における中山間地域等直接支払制度の実施状況（案）について

事務局より、資料 No. 1 の令和7年度における中山間地域等直接支払制度の実施状況（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔大平委員〕 資料No.1の5ページの表7について、非農業者の数は2倍に増えている中で、集落協定参加者数全体としては減少している。これと関連して、9、10ページの別紙から、一番の原因は一関市ではないかと推測するが、当市は県内では生産額が非常に大きく影響も大きいと思われる。これらの現状を踏まえ、県としての評価を教えてください。

〔事務局〕 農業者の減少の理由としては、対策期が変わるタイミングで5年間取り組む自信がなく躊躇される農業者の方がいらっしゃったことや、高齢化が進み、事務を担える方が減少したことなどが挙げられる。一方で、非農業者の方々を取り込み、活動を行う地域も出てきている中で、ネットワーク化加算など他の協定と協力しながら実施していく取組について、丁寧に説明しながら、進めていきたいと考えている。

〔大平委員〕 協定参加者数が減少する中で、周辺の方も含め、非農業者の取込が上手くいっていると捉えるのか、あるいは、今後、減少を食い止めていく必要があると捉えるのか、県の考えを教えてください。

〔事務局〕 今の制度を上手く利用し、地域の維持や協定数の増加につながる取組を行っていく必要があると考えている。非農業者が増加したひとつの要因としては、第6期になり体制整備単価の条件が、集落戦略の作成からネットワーク化活動計画の作成に変更になったことがある。ネットワーク化活動計画には、非農業者の方、自治会や学校など多様な組織との取組を定めることができるため、非農業者数が増加したと考えられる。

〔大平委員〕 協定参加者数は減少はしてはいるが、制度が変わったことを機に非農業者を取り込んで何とか制度を続けていこうとしている結果であると、ポジティブに捉えて良いか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔若菜委員〕 資料 No. 1 の 5 ページの表 1 で協定数、表 2 で交付面積の記載があるが、協定数より交付面積の減少率の方が高くなっているようだ。また、体制整備単価と比べて基礎単価の割合が多くなっている。これは、第6期対策に移行した際に、多くの農業者が「体制整備単価のハードルが上がった」と考えたことが原因と推測されるが、県の考えを教えていただきたい。

また、数字を淡々と読み上げるだけでは、それをどのように捉えて良いのか分からない。例えば、資料 No. 1 の 9 ページの前に、これまでの数字を踏まえて、課題や大きな変化の整理を追加するなど、今後の取組の議論に繋がるような項目の記載を検討したい。

〔事務局〕 体制整備単価の割合の減少については、農業者の減少に伴う体制の変化によるものという認識である。県としては、スマート農業加算をはじめとした加算措置など地域に合った取組を促進するための研修やプロモーションなど支援をしていく必要があると考えている。また、令和9年度に向けて、国は中山間地域等直接支払制度をより取り組みやすくするように制度の見直しを検討している。見直しの過程で、県は国に対して事務作業の低減を要望しているところ。

また、数字を踏まえた「課題や大きな変化の整理」の記載について、検討する。

〔高野委員〕 資料 No. 1 の 1 ページの表 7 の非農業者について、令和7年は令和6年度と比べて数字だけ見れば2倍に増加している。これは同じ集落の方々か、それとも違う集落の方々か伺いたい。

〔事務局〕 制度上は、同じ地域の方々でも、地域外の方々でも参加可能である。今回は数までしか集計しておらず、個々の協定の調査までは行っていない。

〔大平委員〕 遠野市に「NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワーク」という NPO 法人がある。当法人は農業に関わっていない組織であるが、ネットワーク化活動計画の「多様な組織等の参画の取組」の多様な組織として参画しているか。

〔事務局〕 確認して回答する。

〔鈴木委員〕 その非農業者は、集落の方々はどうに探しているのか。呼びかけて集めているのか。

〔事務局〕 その地域にある団体や非農業者の団体、まちづくり団体などが該当すると推測するが、基本的には、協定の方々が自ら声がけをして集めていると考えている。国のパンフレットには、多様な組織等の参画の活動例として、自治会、多面的機能

支払活動組織、土地改良区、非農業者、学校、企業の事例が挙げられている。非農業者の活動としては、地域貢献に関心が高い地域住民が草刈隊を結成し、高齢者の農地の草刈活動を行う、学校の活動例としては、小学生の田植え体験を受け入れる、企業の活動例としては、企業と連携した商品開発や直売所での販売サポートといった内容である。

〔大平委員〕 地域おこし協力隊の方が自らの業務の中で行う活動についても対象となるのか。

〔事務局〕 協定の取組に、その方が参画することが記載されているのであれば、対象となる。

〔吉野委員長〕 資料No. 1 の 5 ページ表 7 について、他の参加カテゴリーではそれほど大きな変化はないにも関わらず、非農業者数が 2 倍強に増えている。非農業者のみこれほど大きく増加しているため、どのような方々が参入しているのか、事例を調べていただき、1～2 例程度、記載願いたい。新制度の初年度であるが、国の非農業者を引き入れるという方針に対し、県の取組の成果が出ている可能性はあり、令和 7 年度の非常に特徴的な変化ではないかと考える。

〔事務局〕 非農業者の参画事例の記載について、検討する。

〔吉野委員長〕 資料No. 1 の 9～10 ページの別紙について、一関市は面積で約 2 千 ha の減少が見られる。他の市町村では見られない大きな減少、減少率のため、地域差は実際にあると思われる。一部地域で大きな減少があったということは記載した方が良いのでは。

〔事務局〕 一部地域で大きな面積の減少があったことの記載について、検討する。

〔若菜委員〕 資料 No. 1 の 7 ページの表 13 について、加算措置の利用が増加していることは良いと思うが、どうしても担当者が熱心な場合とそうでない場合とで市町村のばらつきが生じてしまうと推測する。県として、市町村の取組にばらつきが生じていないかどうかについては確認しているのか。

〔事務局〕 ネットワーク化加算及びスマート農業加算の利用が増えている。スマート農業加算の利用は主に奥州市、一関市が多く、いずれも面積規模が大きく交付金も多く受け取っている地域である。そのため、当加算を利用いただいている理由として、このようなスマート機器を利用できる条件が揃っている地域であるということが言える。

〔若菜委員〕 そのとおりであれば良いが、市町村ごとの取組のばらつきが分かるように増減率を記載してはどうか。

〔吉野委員長〕 資料 No. 1 のフォーマットは国から示されているのか。

〔事務局〕 国からは示されているものではない。県が例年使用しているフォーマットで作成している。

〔吉野委員長〕 岩手県は他県と比べて多くの取組をしている。取組をしている以上、記載する責任はあるため、可能であれば記載願いたい。

〔事務局〕 市町村の増減率の記載について、検討する。

〔郷右近委員〕 昨年、集落機能強化加算が廃止される際に、生活支援の部分については、国交省の事業や農村 RMO の事業などに移行すると聞いた記憶がある。令和 7 年度は当加算は経過措置として残っているが、生活支援の部分はそういった事業に移行したのか。

〔事務局〕 例えば、棚田地域振興活動加算の取組に移行して、生活支援を行っているところはある。

〔郷右近委員〕 経過措置はいつまでなのか。どの協定も対象となるのか。

〔事務局〕 経過措置は第6期対策終了年度の令和11年度までとなっている。第5期対策で取組をしていた協定は第6期対策でも取組は可能であるが、新規では不可となっている。

〔郷右近委員〕 令和7年度は令和6年度と比べ半分程度になっている。

〔事務局〕 取組の目標を達成して取組を行わなくなった協定や、別の加算に移り、生活支援の取組を継続している協定もある。

〔郷右近委員〕 承知した。

〔吉野委員長〕 農地自体が大きく減少しているのではなく、それを管理する人員、担い手が確保できないがために制度を活用できず、耕作放棄を発生させてしまうことが課題と認識している。県としては、耕作放棄を防止するために、制度活用を促進することで、きちんとした管理体制を敷いていくことが必要である。

- ・ 令和7年度における中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）について、了承された。

(2) 令和8年度における中山間地域等直接支払制度の取組（案）について

事務局より、資料No. 2の令和8年度における中山間地域等直接支払制度の取組（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔早川委員〕 資料No. 2の2ページの3に令和8年度の交付見込み額の記載があるが、これは現時点の実績をもとにしたものかと思うが、今後増加の余地はあるのか。制度が煩雑になったことが今回の減少の要因に挙げられていたかと思うが、これをうまく解消することで、取組を拡大できるのではないか。

〔事務局〕 今後も調査を複数回行う予定であるが、加算措置の取組や協定数などの増加により、今後も交付額が増加する可能性はある。県としては、取組の拡大に向けて、研修会、人材育成、地域のサポートなどに取り組んでいきたいと考えている。

〔早川委員〕 先ほど話がいったように、一関市のような特定の市町村が交付面積を下げているというような要因があるとすれば、重点的に対応するというような取組もあるのではないか。また、他県の実施状況を見て、令和7年度の実績が令和6年度と比べて遜色ないところがあるのであれば、それは取組の余地があると言えるのではないか。

〔事務局〕 他県の実施状況は現時点で公表されていないため、把握はしていない。県としては、大変だと声が上がっている事務のサポートを中心に、例えば他地域で事例のある、郵便局との連携などの取組について、県でその取組が出来るかどうかは今後確認する必要はあるが、可能な範囲で支援していきたいと考えている。

〔大平委員〕 資料 No. 2 の 1 ページの (1) の②について、県内 10 地域に地域支援チームがあるということだが、各組織が対象とする地域を教えてください。

〔事務局〕 地域支援チームの 10 地域は、県の振興局と農林振興センター単位で組織されており、全市町村を含めて、チームを作ったところ。

〔吉野委員長〕 すべての地域をカバーしているのか。

〔事務局〕 すべての地域をカバーしている。

〔大平委員〕 課題や構成員が異なるなど、地域ごとに特徴があるのではないかな。支援の方法として、地域性を考慮しているのか。

〔事務局〕 地域支援チームは、今年度からチーム編成をしており、今後地域で話し合いを行った上で、重点支援地区を決めていくという状況である。そのため、現時点で地域性は把握していないが、今後、市町村と話し合いを進めることで、その地域に合った活動をしていければと考えている。

〔大平委員〕 次回の委員会で改めて伺います。

〔若菜委員〕 「地域計画」はブラッシュアップまで進んでいるが、その中で中山間地域等直接支払制度の取組について、必ず議論されるはずであり、制度の活用について当然働きかけを行うべきである。その「地域計画」と中山間地域等直接支払制度の取組との連携について、教えてください。

また、その部分について、資料 No. 2 の 1 ページ(1)②「ネットワーク化活動計画」の作成及び加算措置等の目標達成に向けた支援」に記載してはどうか。

〔事務局〕 「地域計画」に位置付けている重点支援地域は現在 14 地域あるが、今後はそれを 30 地域程度まで拡大したいと考えている。重点支援地域の対象地域が拡大していく中で中山間地域等直接支払制度についても、上手く活用いただけるよう働きかけていきたい。ご助言いただいたとおり、「地域計画」と中山間地域等直接支払制度の連携について、記載する方向で検討する。

〔工藤委員〕 資料作りが大変ということであれば、AI を利用することも検討してはどうか。高齢の方が利用するのは難しいと思うが、支援する側がそれを上手く使うことによって、効率よく事務作業ができるのでは。

〔吉野委員長〕 スマート農業加算の対象になるのか。

〔事務局〕 事務作業はスマート農業加算の対象とはならないと考える。草刈ロボットやドローンによる防除作業など、スマート農業による作業の省力化及び効率化を図る取組が対象となるため。

〔工藤委員〕 作業が大変で、申請自体ができないのであれば、それを簡略化、効率化することによって、申請のハードルを下げ、取組を行う地域が増えるかもしれない。

〔吉野委員長〕 中山間地域等直接支払制度の取組で使えないか。

〔若菜委員〕 スマート農業加算ではなくネットワーク化の取組で使えるのでは。

〔工藤委員〕 若菜委員の発言とおり、ネットワーク化の取組で使えると考えるが、AI の知識がある人とつながらないと少し難しいのではないかな。現場を把握することも必要であろう。

〔事務局〕 国からも事務作業の簡略化についてアドバイスをもらっており、例えば、協定ごとの事務をひとつに統合したり、電子化や AI 化などである。あとは、先ほどお話し

たように郵便局に事務作業を委託するといったこともそうである。県としてはこのような事務の効率化につながる取組について、積極的に使っていきたいと考えている。また、国に対しても必要に応じて要望していきたい。

〔吉野委員長〕 地域支援チームと連携をして、事務処理の適正化など改善に向けた新しい取組をしていただき、大きく減少しないよう取り組んでいただきたい。

- ・ 令和8年度における中山間地域等直接支払交付金の取組（案）について、了承された。

（3） 棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について

事務局より、資料 No. 3 の棚田地域振興活動加算について、資料 No. 4 の上門岡第1集落協定管理組合（北上市）における棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔大平委員〕 民間企業の連携、関係事項等について、具体的な記載となっているが、想定している企業やパートナーシップを結ぶことなどは確定しているのか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔大平委員〕 異論はないが、数字の根拠があれば、教えていただきたい。

〔事務局〕 例えば、資料 NO. 4-1 の2-2ウ「棚田を核とした棚田地域の振興」では、「棚田と関りをもつ民間事業者数」として、北上市内の民間事業者が1社決まっており、7月中を目途にパートナーシップ協定を締結する予定である。「民間企業とイベント開催を共同で行うなど外部人材の確保人数」については、毎年実施している夏祭りなどで企画段階からその企業と協力し関係性を深めていき、最終的にその企業の5人程度を外部人材として確保していきたいというところ。「北上市内で開催されるマルシェ等へ、棚田米加工品の出店」については、例年開催されているマルシェ等において、棚田の取組を重ねて活用していくということを想定している。

〔原科委員〕 資料 NO. 4-1 の2-2ウ「棚田を核とした棚田地域の振興」の「高齢者を中心とした除雪支援」は棚田と関係あるのか。

〔事務局〕 生活支援のメニューとして、棚田地域振興活動加算の取組の対象となっている。

〔若菜委員〕 農地の維持や担い手の確保を目的とするのであれば、あわせて若者や子育て支援の取組もあって良いのでは。

〔大平委員〕 若者や子育て支援の対象が少ないのでは。

〔若菜委員〕 資料 NO. 4-1 の数値目標について、例えば、5人なのか10人なのかといった数値のみで議論するより、その目標をどのような方法で目指していくかということの方が大事であり、この場でそのような議論ができると良いのでは。数値以外の部分について、もう少し詳しく教えていただきたい。

〔事務局〕 資料 NO. 4-1 は、資料 NO. 4-2 の数値目標を抜粋したものであるが、ご指摘のとおり、それだけでは分からないところもある。次回は資料 NO. 4-2 の説明を加えて

もう少し詳しく説明したい。

〔吉野委員長〕 国は具体的な数値の要件は求めてはいない。計画を作成するという、国が求めている要件は満たしているため、活動計画の修正は必要ない考える。

- ・ 上門岡第1集落協定管理組合（北上市）における棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について、了承された。

6 その他

事務局から、資料 No. 5 により今後の開催スケジュールについて情報提供。

7 答申

本委員会の諮問に対する答申について、委員長一任とすることを本委員会に諮り、了承された。

8 閉会